

登録作業療法士制度における作業療法士学校養成施設が 開催する研修会などの実施依頼事項

※■→開催する研修などを基礎ポイント付与対象とするための必要事項です。

十分にご確認ください。

※基礎ポイント申請手続きは「養成施設主催の研修会 基礎ポイント申請等手続きフロー」、
「養成施設開催研修会等 基礎ポイント申請手続き 概要」を確認してください。

受講対象者	■主として作業療法士が対象であること *各養成施設を卒業した1, 2年目のOTを対象とすることが望ましいです。しかし、卒後1, 2年目のOTに限るわけではありません *卒業生以外（近隣のOTなど）やOT以外を対象とするか否かは、各養成施設の裁量・判断により決定してください *OT協会・各士会の未入会者も対象として開催いただくことが望ましいです *未入会者には、協会・士会入会と生涯学修制度への参画を促してください
研修会等の目的	■作業療法の臨床実践や後輩育成に関するものであること *<u>臨床実践の範囲</u>は、2024年度版作業療法ガイドライン、作業療法士のクリニカルラダーなどに示す範囲です *作業療法実践を構成する評価、治療・指導・援助だけでなく、作業療法の質を保障するための臨床思考や研究、教育などに関するものも含まれます
内容	■内容は特に限定しないが、上記目的に合致し、特定の思想や利益に偏ることのないように配慮されていること *各養成施設の裁量・判断により決定してください
受講費および講師謝金	*各養成施設の裁量・判断により決定してください *受講費および謝金が発生する場合の準備、処理手続きについては別掲（養成施設主催の研修会 基礎ポイント申請等手続きフロー）参照してください
開催頻度	*各養成施設の裁量・判断により決定してください *卒後2年目までのOTが1回／年程度参加できる頻度とすることが望ましいです
開催方法	*対面・オンライン・オンデマンドなどの開催方法は、目的・内容により各養成施設の裁量・判断により決定してください *注意：オンデマンド開催の場合は、試験、もしくはレポートによる受講確認が必要です
講師資格	■作業療法士では「認定作業療法士」または同等の作業療法経験があると認められる者、作業療法士以外の職種にあっては、講義すべき内容の十分な学識経験を有する者 *養成施設の教員が講師を務める場合も、上記同様の資格を有する者であることが必要です
講師への依頼書	*講師に、講師依頼書を発行してください *講師が自施設教員の場合も、同様に依頼書を発行してください *講師依頼書は、講師を務めた者が、協会のポータルサイトから「基礎ポイント」を申請するために必要です

事前の企画申請 (研修を基礎ポイント付与とするための申請)	* 別紙の書式「養成施設開催の研修会などの企画申請書」に記入し、協会教育部生涯教育課宛（アドレス ot-syougaiyouiku@jaot.or.jp）に、メール添付して申請してください * 養成施設開催の研修会などの企画申請先は、OT協会である。都道府県士会では受付けておりません。ご注意ください。 * <u>企画申請書は、事前（研修会開催月の前々月の中旬まで）に送付してください</u> - これは、受講者と講師が、研修修了後に行う基礎ポイント申請に迅速に対応するためです * 申請書に確認事項がある場合、逐次連絡いたします
研修会等の基礎 研修ポイント付 与対象の判断	■ 申請内容を協会教育部生涯教育課で確認し、基礎研修ポイント該当の可否について結果を連絡いたします * 養成校の担当者に、確認文書などが送付されます
開催時の受講者 への対応	* 開催する研修会が、基礎研修ポイント付与該当である場合、主催者は受講者に対し、受講者名、研修会名、主催者、主催日程、時間、開催方法などを記載した「受講証明書」を発行してください。 * 受講者はこの「受講証明書」を使用し、会員ポータルサイトから基礎ポイントを申請します。 * 「受講証明書の例」は別掲「養成施設開催研修会等 基礎ポイント申請手続き 概要」を参照してください